【令和４年度輸出先国・地域における規制等への対応の強化委託事業
（プラットフォーム支援員による体制強化）】

深堀レポート　第 2 回： EU の酒規制

Eurovision & Associates
2024 年 3 月

目次

1. EU 規則 1

1.1 食品規格 1
1.2 食品衛生 1
1.3 ラベル表示 2
1.4 重金属汚染物 3
1.5 食品包装 4
1.6 有機製品ロゴ 5
1.7 妊婦への警告ラベル 5
1.8 販売ライセンス 6
1.8.1 ドイツ 6
1.8.2 フランス 6
1.8.3 オランダ 7
1.9 EU 間での酒類輸送の管理 9
1.9.1 荷受人、荷送人の情報登録 9
1.9.2 Excise Movement and Control System（ EMCS） 10
1.9.3 EU 域内間の酒類の移動の流れ 10

2. 税制度 11

2.1 関税 11
2.2 付加価値税（VAT） 11
2.3 物品税（酒税） 12
2.4 酒類の EU 域内輸送にかかる手続きと物品税に関するヒアリング 14
2.4.1 EU 域内の輸送における措置 15
2.4.2 物品税の支払い 15
2.4.3 物品税の実際の計算（ベルギー、ドイツ、オランダの場合） 16

3. その他 17

3.1 検査・検疫 17

酒類の EU への輸出に関する規制

本レポートは、酒類を EU 市場に対し輸出するにあたって留意しておくべき EU の規制と EU 域内の税制についてとりまとめたものである。日本から EU 市場に対し酒類を輸出するに当たって必要となる書類は、主に、①通関申告書 ②インボイス ③パッキングリスト ④価格申告書 ⑤船荷証券/航空運送状である [1]。①については単一管理文書（SAD：Single Administrative Document）として、規則（EU）2016/341 Appendix にフォーマットが掲載されている [2]。酒類の輸出に関しては、EU 規則に加え、EU 加盟国毎に規制が設定・適用されていることが多く、EU レベル、加盟国レベル双方での確認が必要である。一方で、日・EU 経済連携協定（日・EU EPA）では、従来認められていなかった日本産ワインの独自製法が EU に承認されるなど、EU 向けの酒類輸出における遵守事項が一部改定されたことにも留意が必要である [3]。

1. EU 規則

1.1 食品規格

EU は、酒類の定義を、規則（EU）1308/2013、2019/787 で定めている [4][5]。その定義は、使用材料、製造方法、アルコール度数に基づいている。しかし、日本産の酒類に関しては、単式蒸留焼酎（本格焼酎）を除く清酒やその他焼酎、ゆず酒などの定義を EU は定めていない。単式蒸留焼酎に関しては、日・EU EPA にて定義されており、規則（EU）1308/2013、2019/787 には定義の記載はない [6]。

1.2 食品衛生

EU は、規則（EU）1333/2008 において、添加物の定義と使用が許可されている食品添加物を食品別に記載している。 これらの EU が許可している食品添加物とその使用量は、上述の各食品分類と共に農林水産省のデータベースにて日本語訳で一般公開されている [7]。一方で、食品酵素に関しては、規則（EU）1332/2008 に則り使用可能な酵素のリストが発表される予定だが、酵素の使用許可申請が非常に多く、申請された酵素の検証に追われているのが現状である [8]。当リスト発表までの間は、各加盟国の規則に従う必要がある [9]。香料について、規則（EU）1334/2008 では、食品別の香料の最大使用量が記載されており、アルコール飲料に関しては以下のとおり [10]。

【表 1】アルコール飲料に使用許可されている香料のリストと最大許容値 [11]

香料名	対象	最大許容 (mg/kg)
β-アサロン Beta-asarone	酒類全般	1.0

[1] https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/foods/exportguide/alcohol.html#04_02
[2] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02016R0341-20160501&from=LV
[3] https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000304396.pdf
[4] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013R1308&qid=1702309139620
[5] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02019R0787-20220815
[6] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02018A1227(01)-20220201
[7] https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/eu_add_data.html
[8] https://food.ec.europa.eu/safety/food-improvement-agents/enzymes/eu-list-and-applications_en
[9] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2017/a121d90608bd04ff/kouryo-kouso201703.pdf
[10] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02008R1334-20230321
[11] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02008R1334-20230321

青酸 Hydrocyanic acid	酒類全般	35
メントフラン Menthofuran	ミント、ペパーミント入り酒類	200
プレゴン Pulegone	ミント、ペパーミント入り酒類	100
クァシン Quassin	酒類全般	1.5
トイクリン Teucrin A	苦味のある蒸留酒	5
	苦味のあるリキュール	5
	その他酒類	2
ツジョン Thujone (alpha and beta)	ヨモギ以外から作られる酒類	10
	ヨモギから作られる酒類	35

1.3　ラベル表示

酒類のラベル表示について、製品名、栄養成分などといった、10 項目の記載が規則（EU）1169/2011、指令 2011/91/EU によって義務化されている [12] [13]。また、アレルギーに関しては、以下表 2 記載のアレルゲンを含む製品の場合、字体、書体、背景などを変えて強調表示する必要がある。酒類に関しては、穀物などが材料として使用されている可能性があるので特に注意が必要である。また、ラベルの使用言語は販売先の国の言語を使用する必要がある。同時に、複数言語のラベル記載も認められている。

ラベル表示にあたり、フォントサイズにも規定があり、以下の通りである [14]。

① 包装面の最大面積が 80cm² 以上の場合、添付される「Appendix」の「x」の文字の高さは 1.2mm 以上

② 包装面の最大面積が 80cm² 未満の場合、「x」の文字の高さは 0.9mm 以上

その他、特殊な材料が使用されている場合、その旨についても記載するよう規則（EU）1169/2011 では義務付けている [15]。一方で、1.7 で後述するように、フランスで定められた酒類に対する妊婦の健康リスク警告のラベル表示義務のように、加盟国毎に規制が設けられている可能性がある。よって、各 EU 加盟国のラベル表示に関する規則を確認する必要がある。

【表 2】ラベル表示必須項目とアレルギー強調表示項目 [16]

	ラベル表示必須項目
1	食品名
2	原材料名
3	アレルギーを誘発する全ての加工助剤*1
4	正味量

	アレルギー強調表示項目*
1	グルテンを含む穀物（小麦、大麦、オーツ麦）
2	甲殻類
3	卵
4	魚

[12] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02011R1169-20180101
[13] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32011L0091
[14] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02011R1169-20180101
[15] https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/foods/exportguide/alcohol.html#03_06
[16] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02011R1169-20180101

5	賞味期限*2
6	保管上の注意
7	輸入業者の個人名あるいは企業名とその所在地
8	原産国または産地
9	アルコール度数*3 (% vol.もしくは% alc)
10	L で始まるロット番号*4

*1 特定の原材料については強調表示が必要
*2 アルコール 10%以下の酒類のみ適用
*3 アルコール度数は少数第一位まで記載
*4 賞味期限を未記載の場合のみ。ロット番号は生産者、製造者、包装者または EU 内の最初の売主が決定する

5	ピーナッツ
6	大豆
7	牛乳・酪農製品
8	ナッツ
9	セロリ
10	辛子
11	ごま
12	濃度が 1kg/1ℓ あたり 10mg 超の二酸化硫黄または、亜硫酸塩
13	ルピナス（マメ科植物）
14	軟体動物

*1,4,6,7 については一部例外あり

1.4 重金属汚染物

規則（EU）1881/2006 で食品カテゴリー毎に含まれる汚染物質の上限値を規定していたが、本規則は、2023 年に規則(EU)2023/915 に置き換えられ、規則（EU）1881/2006 は廃止となった。本改正に伴う酒類に関する変更は特にない。ここで言う「汚染物質」とは、意図的に食品に添加されたものではなく、食品の生産（作物管理を含む）、製造、加工、調理、処理、包装、梱包、輸送および保管などのプロセス、または、生育環境に由来して、食品中に存在する物質を言う [17]。新規則にて掲載された酒類に該当し得る汚染物質の許容上限値は以下の通り。なお、ドイツ、スペインなどの加盟国は、EU 規制に加えて独自規制を課しており、加盟国レベルの規制についても確認が必要である [18]。

【表 3】許容上限が認められている重金属物質 [19]

物質名	上限値	対象品目
アフラトキシン Aflatoxins	B1：2.0μg/kg	穀物加工品 穀類由来の製品とは、穀類を少なくとも 80%以上含む製品を指す。
	B1,B2,G1,G2 の総量：4.0 μg/kg	
オクラトキシン A Ochratoxin A	3.0 μg/kg	穀物加工品
	2.0μg/kg	ワインや果実酒（スパークリングワインを含み、リキュールワインやアルコール度数 15%以上のものを除く）
	2.0μg/kg	フレーバーのついたワインベースのアルコール飲料、ワイン醸造のフレーバーカクテル
	80μg/kg	飲料や菓子に使用されるスペインカンゾウ（liquorice）のエキス

[17] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:01993R0315-20090807
[18] https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/foods/exportguide/alcohol.html#03_03
[19] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02023R0915-20230810

パツリン Patulin	50µg/kg	蒸留酒、シードル（サイダー）およびその他のリンゴ由来、リンゴ果汁を含む醸造飲料
鉛 Lead	0.2mg/kg（果実の収穫年が 2001 -2015 年） 0.15mg/kg（果実の収穫年が 2016-2021 年） 0.10mg/kg（果実の収穫年が 2022 年以降）	ワイン、スパークリングワイン、シードル（サイダー）、ペリー、果実酒
	0.2mg/kg（果実の収穫年が 2001 -2015 年） 0.15mg/kg（果実の収穫年が 2016-2021 年） 0.10mg/kg（果実の収穫年が 2022 年以降）	芳香ワイン、芳香ワインベースのアルコール飲料（カクテルを含む）
	0.15µg/kg（果実の収穫年が 2022 年以降）	ブドウ由来のリキュールワイン
無機スズ Tin (inorganic)	100mg/kg	缶入りの飲料
メラミン Melamine	2.5mg/kg	乳児用調製食品および乳児用栄養補給調製食品を除くすべての食品

1.5 食品包装

包装用途に用いられる食品接触材料（Food Contact Material：FCM）は、①人体へ悪影響を及ぼしてはならない、②食品成分に許容できない変化を引き起こしてはならない、③食品の味・匂い・食感などを悪化させてはならない、と規則（EU）1935/2004 で定められている [20]。同規則では、食品接触材料として使用可能な 17 の素材および製品が列挙されている。そのうちアクティブ素材、インテリジェント素材、セラミック、プラスチック、リサイクルプラスチック、再生セルロースについて適合宣言書の添付が規定されている。

酒類に関連した素材について、プラスチック素材は、規則（EU）10/2011 のリストに掲載されている物質を原料として製造されたプラスチックのみが、原則的に食品接触材として使用可能である [21]。このリストは欧州食品安全機関（EFSA）の科学的評価に基づいており、今後も更新されていくことになるので、随時、確認が必要である。また、EU 加盟国は、独自に食品接触材の使用に関する規則を定めている場合もあるため注意が必要である。セラミック素材については、カドミウムと鉛の検出上限値が指令（EEC） 84/500 にて規定されている [22]。

[20] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02004R1935-20210327
[21] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02011R0010-20230831
[22] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:01984L0500-20050520

なお、ワインおよび蒸留酒については、指令 2007/45/EC の付属資料（Annex）にて販売可能な容量サイズが記載されている [23]。しかし、日本酒は、本規則の適用外であるため、四合瓶や一升瓶を用いた輸出は可能である。本格焼酎に代表される単式蒸留焼酎に関しては、日・EU EPA の発効により、四合瓶・一升瓶でも輸出が可能である [24]。この場合、単式蒸留焼酎が日本で生産されたものであることの証明が必要条件となる（後述）。

また、貨物の輸出パレットに関しては、プラスチック・木材パレットでの輸送が可能である。前者に関しては、例外を除き、指令 94/62/EC に抵触しない範囲で使用が許可されている [25][26]。尚、本指令に関しては、欧州委員会による規則（EU）2019/1020 および指令（EU）2019/904 の改正案提出に伴い、廃止予定であるため、今後は、改正規則に従うこととなる。本提案は、欧州議会による第一読会を経て、EU 理事会にて審議中のため、早くとも、2024 年以降の発効となる [27]。木材パレットについては、規則（EU）2016/2031 により、隔離病害虫の侵入、および、まん延の経路となる可能性があることから、植物衛生措置の国際規格 No.15「ISPM15」の要件を満たしている必要がある [28] [29]。

1.6　有機製品ロゴ

EU に有機製法で製造されたアルコール飲料を輸出する際、EU が定める有機製品の基準を満たしていることを、EU によって認可された認証機関 [30]が実施する検査に合格した製品のみを有機酒類として輸出が可能である。製品輸出にあたり、有機証明書（Certificate of Inspection: COI）を TRACES NT 上で提出する必要がある。有機ワインの使用材料については規則 889/2008、醸造工程に関しては規則 2018/848 に記載されている [31] [32]。また、EU 側の輸入者・販売者にも当局への登録、査察の受入れ、証明書の保持などが義務付けられている。有機製品の輸出に当たって必要な COI は、出荷目的地が所属する EU 加盟国の国境管理所（Border Control Post）にて確認されることとなる [33] [34]。

1.7　妊婦への警告ラベル

EU では、妊婦の飲酒に対する警告のラベル表示は義務化されておらず、EU 加盟国の決定に委ねられている。加盟国のうち、フランスは 2006 年に妊婦の飲酒に対する健康警告ラベル表示を義務化した。2016 年にはリトアニアが妊婦の飲酒警告のラベル表示を規則化し [35]、2026 年からは、アイルランドが妊婦向けの飲酒警告ラベル表示の適用を開始する [36] [37]。

フランスでは、以下添付左の警告ロゴ、もしくは、文章でのラベル表示が義務付けられている。リトアニアでは、フランスと同様のロゴ添付が必須である。アイルランドでも添付中央の

---

[23] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32007L0045
[24] https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000286938.pdf
[25] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32009D0292
[26] https://www.europen-packaging.eu/wp-content/uploads/2021/08/EUROPEN-Guide-to-Using-the-CEN-Standards.pdf
[27] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/HIS/?uri=CELEX:52022PC0677
[28] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:02016R2031-20191214
[29] https://www.ippc.int/static/media/files/publication/en/2017/02/ISPM_15_ED_En_2017-02-10.pdf
[30] https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/7bcbe706058911cc/201803rp.pdf
[31] eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32008R0889
[32] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32018R0848
[33] https://food.ec.europa.eu/system/files/2021-12/adv-grp_plenary_20211126_pres_06.pdf
[34] https://food.ec.europa.eu/animals/veterinary-border-control/contact-details-bcps-veterinary_en#EEA
[35] https://health.ec.europa.eu/document/download/5d1f2102-5880-46fd-9825-520435092fee_en?filename=ev_20171107_co11b_en.pdf
[36]https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/foods/exportguide/alcohol.html
[37] https://www.drugsandalcohol.ie/39492/#:~:text=To%20allow%20businesses%20sufficient%20time,of%20alcohol%20use%20when%20pregnant

ロゴのようにラベルもしくは文章での記載が義務化される予定である。その他の EU 加盟国では妊婦に対する健康警告のラベル表示は義務化されていないが、一部アルコール飲料製造事業者は添付右のように自発的に妊婦への警告をラベルに表示する動きを始めている [38]（詳細は末尾の参考を参照）。

1.8　販売ライセンス

アルコール販売ライセンスに関する規則は、EU レベルでの規則が存在せず、加盟国毎によって販売ライセンスが異なる。これらのライセンスは、モノの自由移動が保障されている EU 単一市場を構成する EU 加盟国に属する事業者であっても、他の EU 加盟国で酒類を販売する場合、必要に応じて、事業を行う EU 加盟国で対象の販売ライセンスを取得しなければならない [39]。このため、EU 域内の企業は、自国のマーケットを対象とする場合がほとんどである。

1.8.1　ドイツ

ドイツでは、酒類の輸出入または事業者向けの酒類販売においてライセンスは不要である [40]。一方で、消費者向けのアルコール飲料の販売にあたっては小売り目的の場合はライセンスの取得が不要であるが、レストランやバーなどの飲食店で酒類を提供する場合は、別途酒類の販売ライセンス（Schankerlaubnis）を取得する必要がある [41] [42]。

1.8.2　フランス

フランスでは、酒類の輸出、事業者間での取引をするにあたり、認可倉庫業（Devenir entrepositaire agréé）と呼ばれるライセンス取得が必要となる [43]。消費者向けに酒類を販売する場合は販売許可の取得が必要であり、営業形態、販売する酒類の種類によって異なる。ライセンスの種類は、後述の表 1 にある通り [44]。以下記載のライセンス III、ライセンス IV、レストランライセンスの取得には、20 時間（3 日間）の「営業許可の研修」を受講する必要がある。研修を受講し、認定機関より「営業許可（Permis d'exploitation）」が発行された後、事業所の拠点がある管轄当局に営業を事前申告することになる。テイクアウト形式の販売店のライセンスには、成人であること、独立して自力で業務遂行ができること、特定の罰則の宣告を受けていないことなどの条件があり、さらに、22 時から朝の 8 時までアルコールをテイクアウト形式で販売する場合は、夜間販売用に別途、自治体への申請が必要である。

---

[38] https://webgate.ec.europa.eu/chafea_pdb/assets/files/pdb/20081205/20081205_oth-02_en_ps_factsheet_-_health_warning_labels_on_alcoholic_beverages.pdf
[39] https://www.jawis.com.pl/en/blog/legal-regulations-on-alcohol-trade-in-the-eu
[40] https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_enkatu/pdf/eu-5.pdf
[41] https://web.archive.org/web/20141026143923/http://www.eurocare.org/resources/country_profiles/germany
[42] https://www.ourtaxpartner.com/licenses-and-permits-required-to-start-a-restaurant-business-in-germany/#
[43] https://www.douane.gouv.fr/fiche/devenir-entrepositaire-agree
[44] https://entreprendre.service-public.fr/vosdroits/F22379?lang=en

1.8.3　オランダ[45]

オランダでは、事業者向け酒類の販売や輸出において、販売ライセンスは不要である[46]。なお、他の EU 加盟国からアルコール類を輸入する際、オランダ内の荷受事業者は、登録受取人ライセンス（Vergunning geregistreerde geadresseerde）と呼ばれる、ライセンスが必要となる[47]。一方で、消費者向けに酒類を販売する場合は飲食店と小売り事業者で取得するライセンスが異なる。飲食店の場合、alcoholvergunning と呼ばれる販売ライセンスが必要である。同ライセンスの申請にあたり、以下の条件が課される。

① 申請者の年齢は 21 歳以上
② アルコール飲料を提供するスタッフの年齢が 16 歳以上
③ 衛生登録（Social Hyginic Register）を実施し、衛生証明書を保有

①については、14 歳および 15 歳の中等教育前の職業訓練生（vmbo）は、訓練の一環として酒類を提供することができる。18 歳未満のバーテンダーは、酒類を販売することは可能だが、飲酒することはできない。

小売店の場合、ビール、ワイン、ポートワイン、シェリー酒などの低アルコール飲料（15%未満）はライセンスなしで販売可能である。ただし、アルコール飲料は密閉された容器でのみ販売が許可されている。15%以上の酒類の販売をする場合、酒類販売ライセンス（alcoholvergunning voor het slijtersbedrijf または slijterijvergunning）が必要となり、同様に容器でのみの販売が許されている。ただし、一定の条件の下で小売店は試飲目的で、酒類を提供することができるが原則、飲酒目的での酒類の提供は禁じられている。

[45] https://business.gov.nl/regulation/selling-serving-alcohol/
[46] https://business.gov.nl/regulation/selling-serving-alcohol/
[47] https://download.belastingdienst.nl/douane/docs/informatie_vergunning_geregistreerde_geadreseerde_tijdelijk_acc0941z16fd.pdf

【表 1】フランスにおける消費者向け酒類の販売ライセンス一覧

	飲み物だけを提供する店舗 例：バー	小売業者 例：スーパーマーケット	レストラン
非蒸留発酵飲料（ワイン、ビール、シードル、ペリー、ミード）および天然甘口ワイン、カシスのクリーム、アルコール度数 3 度以下の果物または野菜ジュース、リキュールワイン、ワインベースの食前酒、イチゴリキュール、アルコール度数 18 度以下のラズベリー、カシスまたはチェリー	ライセンス III 「Licence restreinte」	「Petite licence à emporter」 テイクアウト用 簡易ライセンス	「Petite licence restaurant」 簡易レストランライセンス
ラム、タフィア、蒸留アルコール、その他すべてのアルコール飲料（ジン、ウォッカ、ウィスキーなど） *日本酒、焼酎はここに含まれる [48]	ライセンス IV 「grande licence」または 「licence de plein」	「Licence à emporter」 テイクアウト用ライセンス	「licence restaurant」 レストランライセンス

[48] https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001684/report_sake.pdf

1.9　EU 間での酒類輸送の管理

指令（EU）2020/262 には、物品税は対象製品が消費される EU 加盟国で課税される、と記載されている [49]。EU 域外の製品（酒類）は、EU への入域国と最終仕向地の EU 加盟国が異なる場合、後者の物品税が課されることとなる。前者の EU 加盟国で保管、移動、加工、処理される場合、物品税の一時的免税措置が適用される [50]。すなわち、上述の指令に記載のある消費とは、物品税の一時的免税措置が終了する製品が消費される EU 加盟国に入国した時点を指す。

1.9.1　荷受人、荷送人の情報登録

EU 域内で物品税の対象となる製品を輸送するにあたり、荷受事業者、荷送事業者（製品を保存する倉庫と輸送事業者を含む）は、それぞれ、レベニューオンラインサービス（Revennue Online Service：ROS）上での登録が必要となる。認証荷受/荷送事業者は、一定の基準を満たしていることが証明されると、物品税データ交換システム（System for Exchange of Excise Data：SEED）上で認証番号とともに登録される。これは、製品出荷時に申告した荷受事業者、荷送事業者が実際の製品の輸送に関連する事業者と整合しているかを前述の認証番号を用いて確認するためである。

荷受事業者の承認基準 [51]
合法的な事業： 物品税に関する規則を遵守し、利益を上げる意図をもって、物品税の課税対象となる製品の合法的な取引に従事していること。
透明性のある事業： 事業活動が当事者の利益のみをもたらすものであり、税務当局に対し完全でアクセス可能な取引記録を提供するしっかりとした会計、在庫管理システム、手続きを有していることを証明すること。
安全な施設： 課税製品の納品を受け、受取品の検査を想定した安全な場所を確保すること。
情報と登録： 受入貨物に関するすべての必要情報を提供し、VAT 登録を行い、物品移動管理システム（EMCS）にアクセスできること。

荷送事業者の承認基準 [52]
透明性のある業務記録とビジネス慣行： しっかりとした会計・在庫管理システムにより、透明性のある事業運営を行っていることを示すこと。事業活動は、合法的な一時免税製品を通じて利益を得ることを目的としていること。
安全な敷地 事業活動の場所は、対象となる製品の保管、加工、生産に十分な安全性が確保されていなければならない。
財務的保証： 保証金または保証によって十分な財務的担保を提供しなければならない。
登録とコンプライアンス：付加価値税（VAT）登録、現在の納税許可証、必要な物品販売許可証（該当する場合）の保有、物品移動管理システム（EMCS）にアクセスできること。

[49] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=LEGISSUM:4442428
[50] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=LEGISSUM:4442428
[51] https://www.revenue.ie/en/tax-professionals/tdm/excise/emcs-and-excise-product-movements/movement-of-excisable-products.pdf
[52] https://www.revenue.ie/en/tax-professionals/tdm/excise/tax-warehouses/authorisation-of-warehouskeeper-and-approval-of-tax-warehouses-manual.pdf

(注：テナント倉庫業者は、荷送人または荷受人として行動しない限り、EMCS 登録は免除される)

1.9.2 Excise Movement and Control System（EMCS）

EU 加盟国間での酒類の移動の際、事業者は、Excise Movement and Control System (EMCS)と呼ばれる EU のシステムを使用することとなる。同システムを導入した目的は、物品税の一時的な免税期間中に移動する物品に関するリアルタイムの情報確認により、不正行為への対応、物品税がかかる製品輸送の管理、輸送事業者の手続き簡素化である [53]。

酒類を EU 加盟国間で、輸送する際、EMCS 上で電子簡易行政文書（e-SAD）を通して輸送に関わる全措置の実施を記録することができる [54]。

e-SAD は、荷送主によって作成される。 e-SAD に記載が必要な情報は、受取人情報、輸送スケジュール、輸送事業者情報、荷送人情報、出荷場所、インボイス番号、出荷製品の参照番号である [55]。受取人、荷送主、輸送事業者の情報入力の際、荷送主は、SEED を用いてそれぞれの認証番号を e-SAD に入力する。SEED は、管轄当局が e-SAD の同認証番号を確認する際にも使用される。

1.9.3 EU 域内間の酒類の移動の流れ

EU 加盟国間で酒を含む物品税対象品の輸送にあたり、受取人は製品が出荷される 1 営業日前までに以下の措置を実施・完了しなければならない [56]。尚、第三国から製品が輸送され、他の EU 加盟国に向けて出荷されるまでの間、輸送製品は隔離されて保管する必要がある。

1. SEED に事業者として登録
2. 出荷に関する情報を事前に管轄当局の担当官に通知
3. 物品税を納付又は支払い保証
4. 荷送事業者の SEED 参照番号を管轄当局 に提供

出荷にあたり荷送事業者は、EMCS を使用して、e-SAD を発送加盟国の管轄当局に提出しなければならない。提出先の管轄当局による同電子文書の内容精査後、内容に問題がなければ、管轄当局は参照番号を提出された e-SAD に付与し、荷送事業者に同参照番号を報告する。同時に、提出された e-SAD は、納入先の EU 加盟国の管轄当局に送付される。荷送事業者は、輸送の対象品に同行する者、又は物品に同行する者がいない場合には，運送事業者に，固有の簡易管理参照コードを提供しなければならない。物品に同伴者、又は輸送事業者は、移動を通じて要求があった場合、そのコードを管轄当局に提供しなければならない。輸送中に、荷送主は、e-SAD 上で、仕向地を、同一の荷受事業者が運営する同一加盟国内の他の引渡場所又は発送場所に変更することができる。その際、荷送主は、EMCS を使用して、目的地変更文書を発送加盟国の管轄当局に提出しなければならない。

[53] https://taxation-customs.ec.europa.eu/taxation-1/excise-duties/excise-movement-control-system_en
[54] https://www.internationaltradecomplianceupdate.com/2023/02/22/heres-the-latest-all-excise-duty-transactions-in-the-eu-moved-to-a-fully-electronic-system-on-13-february-20231/
[55] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R1636
[56] https://www.revenue.ie/en/tax-professionals/tdm/excise/emcs-and-excise-product-movements/movement-of-excisable-products.pdf

製品の受領後、5 営業日以内に、荷受事業者は、受領報告書を管轄当局に報告しなければならない。その際に、発注数と受領数との間に不一致がある場合、その旨も合わせて報告が必要となる。また、検査が必要な場合、荷受事業者は、検査実施を承諾しなければならない[57]。

物品税の対象品の製品輸出の流れ

① 荷送人は eSAD を EMCS 上で提出
② 発送元の加盟国は、eAD/eSAD を検証し、管理番号とともに荷送人に返送
③ 物品の発送
④ 発送国の加盟国は、eSAD を EMCS 上で仕向国の加盟国に送信
⑤ 仕向国の加盟国は eSAD を荷受け人に転送
⑥ 出荷品が目的地に到着
⑦ 荷受け人は受領報告書を提出
⑧ 仕向地の加盟国が受領報告書を確認し、EMCS 上で荷受け人に返送
⑨ 仕向国の加盟国は発送国の加盟国に EMCS 上で受領報告書を送付
⑩ 発送した加盟国は、荷送人に EMCS 上で受領報告書を送付

2. 税制度

EU にアルコール飲料を輸出するにあたって、①関税 ②付加価値税 ③物品税が適用される。付加価値税と物品税については各加盟国によって課税額が異なるので注意が必要である。関税に関しては、日・EU EPA により、酒類は、無関税となる。しかし、加盟国が課す付加価値税と物品税は残る。これらの課税額は加盟国によって異なるため、EU 加盟国内での酒類の輸入ハンドリングを行う輸入事業者は、よほどの大企業でない限り、自国のみでハンドリングを行う場合が多い。言い換えれば、酒類を EU 加盟国に輸出するにあたっては、販売ライセンスのみならず課税対応上の観点からも各 EU 加盟国の輸入事業者と連携することが多い。

2.1 関税

EU は、合同関税品目分類表（CN：CombinedNomenclature）と呼ばれる物品の分類表を設定している。同分類に基づいた品目コード（CN コード）は、EU 独自のものではあるものの、最初の 6 桁には国際共通コード（HS コード）が設定されている。EU では CN コードを基に関税率が設定されているが、日本産の酒類は、産地が日本である旨を証明する原産地証明[58]をインボイスに記載もしくは添付することで、日・EU EPA が適用され無関税となる[59]。

2.2 付加価値税（VAT）

現在、EU は、付加価値税（VAT）の最低税率を一律 15%とし、加盟国毎に付加価値税（VAT）が異なる。

[57] https://www.revenue.ie/en/tax-professionals/tdm/excise/emcs-and-excise-product-movements/movement-of-excisable-products.pdf
[58] https://www.customs.go.jp/roo/text/eu-naccscode.pdf
[59] https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000304396.pdf

【表 4】EU 加盟国各国の付加価値税と軽減税率 [60]

国名	付加価値税率（VAT）
ドイツ	19%
フランス	20%
オランダ	21%

2.3 物品税（酒税）

物品税（酒税）は、VAT と同様に EU レベルでは共通の下限値のみ設定されており、原則的に EU 加盟国毎に設定されている。EU によって設定され物品税の下限値は、以下の通りである。

【表 5】EU によって設定された物品税の下限値 [61]

酒類	下限値	備考
ビール	€0.748/€1.87	1 ヘクトℓにおける 1 麦汁濃度度数あたり/1 ヘクトℓにおける 1 アルコール度数あたり
ワイン	€0	1 ヘクトℓあたり
中間製品	€45	1 ヘクトℓあたり
蒸留酒	€550	1 ヘクトℓあたり

加えて、物品税は酒類の種類で税額が取り決められているため、EU 加盟国の管轄当局の各担当者による酒類の分類解釈の違いにより課税額が異なる場合がある。以下表はドイツ、フランス、オランダの 100ℓあたりの物品税について記載している。その他 EU 加盟国の物品税を確認する場合は、欧州委員会によって設けられている加盟国の課税額・課税率の検索データベースでアクセス可能である [62]。以下表の通り、物品税（酒税）の分別方法は、炭酸/非炭酸、蒸留酒のブレンド有無の違いはあるものの、ビール、ワイン、それ以外の醸造酒、蒸留酒に大まかに分類することができる。この大分類を基にして、アルコール度数毎に物品税が設定されている。その他の酒類については、上述の分類とアルコール強度を基に物品税を判断する必要がある。よって、日本酒以外の酒類の輸出の際、製品の詳細情報として以下表記載の分類とアルコール度数に倣って記載することが、物品税を巡る混乱を回避する上で有効だろう。尚、以下表の中間製品とは、蒸留酒が加えられた醸造酒（ビール、ワインを除く）を指す [63]。

【表 6】ドイツ [64]

大分類	アルコール度数	物品税（酒税）
CN コード 2203 のビールまたは、ノンアルコール飲料とビールが混合した CN コード 2206 のもの	0.5%以上	€0.787（1 ヘクトℓにおける 1 アルコール度数あたり）

[60] https://ec.europa.eu/taxation_customs/tedb/index.html
[61] https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=LEGISSUM:l31024
[62] https://ec.europa.eu/taxation_customs/tedb/index.html
[63] https://www.douane.gouv.fr/fiche/taxation-alcoholic-beverages-intermediate-products#
[64] https://ec.europa.eu/taxation_customs/tedb/taxDetails.html?id=4061/1688162400

ワイン Still Wine		€0
スパークリングワイン Sparkling Wine	6%以上	€136
	6%以下	€51
ビール、ワイン以外の醸造酒 Still Fermented beverages other than wine and beer		€0
ビール、ワイン以外の醸造酒（発泡酒） Sparkling Fermented beverages other than wine and beer	6%以上	€136
	6%以下	€51
中間製品 Intermediate Alcoholic Products	15%以上 22 %未満	€153
	15%未満	€102
中間製品（スパークリング） Sparkling Intermediate Alcoholic Products	15%未満	€136
蒸留酒 Ethyl Alcohol		€1,303

【表 7】フランス [65]

大分類	アルコール度数	物品税（酒税）
CN コード 2203 のビールまたは、ノンアルコール飲料とビールが混合した CN コード 2206 のもの	0.5%以上	€7.82（1ヘクトℓにおける 1 アルコール度数あたり）
ビール Beer	アルコール度数 2.8%未満	€3.91
ワイン Still Wine		€3.98
スパークリングワイン Sparkling Wine		€9.85
ワイン、ビール以外の醸造酒 *スパークリングを含む Still/Sparkling Fermented Beverages Other Than Wine and Beer		€3.98
ハイドロメル Hydromel	8.5%未満	€1.39
シードル Cidre、ペリーPerry、蜂蜜酒 Mead、ブドウのスパークリングワイン Grape Sparkling Wine	8.5%未満	€1.39
中間酒 Intermediate Alcoholic Products	1.2%以上 22%未満	€198.91
フランスの法律に定義されている自然派ワインおよび PDO リキュールワイン		€49.73
蒸留酒 Ethyl Alcohol		€1,834.42（最大）

[65] https://ec.europa.eu/taxation_customs/tedb/taxDetails.html?id=4079/1688162400

【表 8】オランダ [66]

大分類	アルコール度数	物品税（酒税）
CN コード 2203 のビールまたは、ノンアルコール飲料とビールが混合した CN コード 2206 のもの	0.5%以上	€8.83（1 ヘクト ℓ あたりの麦汁濃度 7%以下）
		€28.49（1 ヘクト ℓ あたりの麦汁濃度 7%-11%）
		€37.96（1 ヘクト ℓ あたりの麦汁濃度 11%-15%）
		€47.48（1 ヘクト ℓ あたりの麦汁濃度 15%以上）
	1.2%未満	€8.83
ワイン Wine	8.5%以上	€88.83
	8.5%未満	€44.24
スパークリングワイン Sparkling wine	8.5%以上	€88.3
	8.5%未満	€44.24
ビール、ワイン以外の醸造酒 Still Fermented beverages other than wine and beer	8.5%以上	€88.3
	8.5%未満	€44.2
ビール、ワイン以外のスパークリング醸造酒 Sparkling Fermented beverages other than wine and beer	8.5%以上	€88.3
	8.5%未満	€44.24
中間製品 Still Intermediate Alcoholic Products	15%以上	€149.3
	15%未満	€105.98
中間製品（スパークリング） Still Intermediate Alcoholic Products	15%以上	€149.3
	15%未満	€105.98
蒸留酒 Ethyl Alcohol		€1,686

2.4　酒類の EU 域内輸送にかかる手続きと物品税に関するヒアリング [67]

本レポートをとりまとめるにあたり、実際に、ベルギーを拠点に日本から輸入した酒類をフランス経由でベルギーに輸入している実績を持つ事業者にヒアリングを実施した。

[66] https://ec.europa.eu/taxation_customs/tedb/taxDetails.html?id=4135/1688162400

[67] 2024 年 2 月 27 日と 3 月 25 日に弊社（Eurovison & Associates）がベルギーの事業者に対し実施したヒアリングに基づく

2.4.1 EU 域内の輸送における措置

日本から輸入した酒類を EU 域内で別の加盟国に輸送する際、EU の輸入事業者は大まかに以下の措置をとることになる。

- 注文した酒のカテゴリー分類
- カテゴリー分類を基にヘクトリットル単位の物品税を計算
- 輸送先の 税務当局に各酒類のカテゴリーごとに計算した物品税の金額をアップロード
- EMCS を基に貨物受領後一週間（5 営業日）以内に受領申告と納税確定

製品の保管について、原則的には、EU 域内移動向けの製品は別々に管理する必要がある。しかし、現実には在庫システム上で管理することが多く、取扱量が少量の場合は、箱やボトルごとに識別ラベルを付けて管理することとなる。

EU 加盟国間の実際の輸送において、抜き打ち検査は稀に発生する可能性がある。しかし、ヒアリング調査を行った事業者は、過去 5 年間で EU 加盟国の中央税関によるすべての通関申告の確認が 2 回経験したのみであった。同事業者によると、EU 域内輸送においてアルコールテストなど酒類の分類を確認する検査は実施されたことはないとのこと。しかし、検査頻度は事業者の規模によって異なり、大企業は輸送機会が多いため、中小企業よりも検査される可能性が高いと考えられる。

2.4.2 物品税の支払い

EU 域内で物品を移動する場合、消費地となる加盟国に物品税を支払う必要がある。例えば、ヒアリングを実施した事業者は、フランスの輸入業者経由で酒類を入手している。このフランスの輸入業者はコンテナ一式を購入して日本から発送し、到着時に対象の製品は、保税で保管している。この保税在庫の一部は、フランス国内市場で販売するために持ち出され、保税から取り出された時点（フランス）で物品税を支払うこととなる。残りの保税在庫の一部はベルギーの事業者の手元に届く。同事業者は、ベルギーでこれらの酒類を販売するため、到着後に物品税を支払うことになる。

ヒアリングを行った事業者は、酒類のカテゴリーに関し、輸入業者と税関職員の間で共通の理解を持ちにくいという問題を指摘した。この問題は、物品税の支払いにおける管轄当局とのトラブルにつながるため、これを回避するには EU が定める統一の酒類分類を使用することが、輸入業者にとっても有益となる。同事業者の場合、税関に酒類のどのカテゴリーを使用するかを示すために、取引のある上述のフランス輸入事業者からフランスの税関の公式ガイドラインを入手し、整合性を持たせた上で申告作業を行なっているという。今回のヒアリングで示された事業者のカテゴライズ例は以下の通り。

オランダ語	English/日本語
Tussenproducten (niet-mousserend) in wegwerpverpakking	Intermediary product (nonsparkling) in disposable packaging/廃棄可能容器に梱包された中間製品（非炭酸）
Niet-mousserende gegiste dranken in wegwerpverpakking	Non-sparkling fermented beverage in disposable packaging/廃棄可能容器に梱包された非炭酸醸造酒
Mousserende gegiste dranken in wegwerpverpakking	sparkling fermented beverage in disposable packaging/廃棄可能容器に梱包された炭酸醸造酒
Tussenproducten (niet-mousserend) =< 15% in wegwerpverpakking	Intermediary product <=15% (nonsparkling) in disposable packaging/廃棄可能容器に梱包されたアルコール度数<=15%中間製品（非炭酸）
Gedistilleerde dranken, likeuren en andere dranken die gedistilleerde alcohol bevatten van de GN-code 2208 in wegwerpverpakking	distilled beverages, liqueurs and other beverages containing distilled alcohol designated GN-code 2208 in disposable packaging/蒸留飲料、リキュール、その他の蒸留アルコールを含む飲料で、GN コード 2208 に指定されているもの

上述のカテゴライズ例からも分かるように、輸入事業者との密な連携を図り、実際の税関申告では酒類の名称に加えて、EU が設定している中間製品、蒸留酒、醸造酒などの分類をアルコール度数別に記載することが、物品税の支払いの際に管轄当局とのトラブルを避ける上で重要となる。

2.4.3　物品税の実際の計算（ベルギー、ドイツ、オランダの場合）

アルコール度数 15%以下の日本酒を 10 ケース（1 ケース 12 本）輸入する場合
容量：0.864 hl （720ml の瓶 120 本）。日本酒が各国で実際に中間酒と定義されている事例があることから、今回のケースでは、中間酒と分類されたことを前提とする。

ベルギーの場合

1 ヘクトリットルあたりの物品税	
一般物品税	€47.100
特別物品税	€71.495
包装品物品税	€9.860
合計	€128.459
一本あたりの物品税	€256.913

日本酒 10 ケースを輸入した場合の物品税	
一般物品税	€40.694
特別物品税	€61.771
包装品物品税	€8.519
合計	€110.985
一本あたりの物品税	€0.925

ベルギーでは、一般物品税（100）、特別物品税（200）、包装品物品税（500）を酒類を輸入する際に支払うこととなる。

ドイツの場合

1ヘクトリットルあたりの物品税	
一般物品税	€102
一本あたりの物品税	€0.85

日本酒10ケースを輸入した場合の物品税	
一般物品税	€105.753
一本あたりの物品税	€0.881

オランダの場合

1ヘクトリットルあたりの物品税	
一般物品税	€105.98
一本あたりの物品税	€0.883

日本酒10ケースを輸入した場合の物品税	
一般物品税	€109.88
一本あたりの物品税	€0.9157

3. その他

3.1 検査・検疫

EUに日本からアルコール飲料を輸出する際、特別な検疫上の措置は求められない。ただし、規則（EU） 2017/625によって、通常、国境管理所で公的管理の対象とならない製品も、リスクに応じた適切な頻度で定期的に、EUの食品衛生基準に適合しているか、製品添付ラベルが消費者に誤解を与える可能性があるかどうかのサンプリング検査をしており、書類検査または、同一検査あるいは現物検査が実施される場合があることに留意する必要があろう[68]。

以上

[68] https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/foods/exportguide/alcohol.html#05_01

【参考】妊婦に関するアルコール警告を採用している EU 加盟国一覧 [69]

オーストリア [70]	No	
ベルギー [71]	No	
ブルガリア [72]	No	
クロアチア [73]	No	
キプロス [74]	No	
チェコ [75]	No	
デンマーク [76]	No	
エストニア [77]	No	妊婦の警告ロゴはなし。ただし広告健康警告の表示は義務化。
フィンランド [78]	No	
フランス [79]	Yes	以下添付のピクトグラム、もしくは文章での警告の義務化
ドイツ [80]	No	蒸留酒製造事業者による自発的な取り組み（法的拘束力なし）
ギリシャ [81]	No	ビールといった特定の酒類に対して法的拘束力なしの健康警告表示例: “責任を持って楽しみましょう”（Enjoy responsibly）
ハンガリー [82]	No	
アイルランド [83]	Yes	2026 年より適応開始予定

[69] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/
[70] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/austria/
[71] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/belgium/
[72] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/bulgaria/
[73] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/croatia/
[74] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/cyprus/
[75] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/czech-republic/
[76] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/denmark/
[77] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/estonia/
[78] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/finland/
[79] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/france/
[80] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/germany/
[81] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/greece/
[82] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/hungary/
[83] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/ireland/

イタリア [84]	No	2012～法的拘束力なしでの以下ピクトグラムの添付
ラトビア [85]	No	妊婦の警告表示はなし。広告に健康警告の文章記載の義務化
リトアニア [86]	Yes	妊婦の警告の画像添付の義務化
ルクセンブルグ [87]	No	
オランダ [88]	No	アルコール業界によって法的拘束なしの妊婦警告ラベル添付
ポーランド [89]	Yes	妊婦に関する警告ラベルの記載義務なし。ただし、広告面の20%以上を超える酒類の宣伝を禁止
ポルトガル [90]	Yes	妊婦の警告ラベル表示に関する法的拘束なし。 酒類の宣伝を自重（法的拘束力なし）
ルーマニア [91]	No	妊婦の警告ラベル表示に関する法的拘束なし。 蒸留酒に関して広告に健康被害の警告文章の掲示義務化
スロバキア [92]	No	
スロベニア [93]	No	妊婦の警告ラベル表示に関する法的拘束なし。 酒類の広告にて健康に関する警告文の記載の義務化
スペイン [94]	No	ビール、ワイン、蒸留酒に対して妊婦警告のラベルの添付（法的拘束力なし）
スウェーデン [95]	Yes	妊婦の警告ラベル表示に関する法的拘束なし 酒類の広告に対して健康被害の警告文の記載義務化

以上

[84] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/italy/
[85] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/latvia/
[86] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/lithuania/
[87] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/luxembourg/
[88] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/netherlands/
[89] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/poland/
[90] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/portugal/
[91] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/romania/
[92] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/slovak-republic/
[93] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/slovenia/
[94] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/spain/
[95] https://eucam.info/regulations-on-alcohol-marketing/sweden/